

# 地方創生臨時交付金について

内閣府地方創生推進室

新型コロナウイルス感染拡大の防止と併せて雇用と事業の維持・継続を図るとともに、デジタル化をはじめとするポストコロナに向けた経済構造の転換と地域における民需主導の好循環を実現し、地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を増額する（あわせて地方における感染拡大に臨機応変に対応できるよう即時対応分を新設）。

### 1. 補正予算計上額

1.5兆円（うち地方単独分 1.0兆円、即時対応分 0.2兆円）

### 2. 所管

内閣府（地方創生推進室） ただし、各府省に移し替えて執行

### 3. 交付対象等

(1) 交付対象 : 実施計画を策定する地方公共団体（都道府県・市町村）

(2) 交付方法 : コロナ対応にかかる国庫補助事業の地方負担と地方単独事業のそれぞれの所要経費に対し、交付限度額を上限として交付金を交付。  
即時対応分は、営業時間短縮要請等に係る協力金等の支払に対して交付※。

(3) 交付限度額 : ① 感染症対応分 (0.5兆円)

(地方単独事業分) 人口・事業所数を基礎に、感染状況等に基づき算定

② 地域経済対応分 (0.5兆円)

人口、年少者・高齢者の比率、財政力等に基づき算定

※協力要請推進枠の地方負担分が一定額を上回る地方公共団体については、「即時対応分」を活用して追加的に支援。

### 4. 使途（即時対応分を除く）

地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する以下のような取組に充当。

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた対応
- ・ ポストコロナに向けた経済構造の転換・地域における民需主導の好循環の実現に向けた対応

※中小企業への支援や雇用の創出に資する事業等について、国の施策を補完する地方公共団体独自の措置にも積極的に活用。